

北海道知事選挙 北海道議会議員選挙

投票日 4月12日(日)

任期満了に伴う北海道知事および北海道議会議員選挙が、4月12日に行われます。

投票するには

選挙人名簿に登録されていなければ投票することができません。ただし、選挙人名簿に登録されていても、選挙の期日の前日(4月11日)までに道外に転出した場合は、投票できません。選挙人名簿の登録・抹消要件は、下記の表のとおりです。

● **仕事または旅行などで投票日に投票所に行けない方は期日前投票をご利用ください。**

【期日前投票ができる方】

八雲町の選挙人名簿に登録されている方で、投票日に旅行、仕事、買い物などで投票ができない方です。

【期日前投票ができる期間】
・知事選挙

3月27日(金)～

4月11日(土)

・道議選挙

4月4日(土)～

4月11日(土)

※4月4日(土)以降に期日前投票を行うと、知事選挙と道議選挙の投票を一度に済ませることができません。

【期日前投票の場所と時間】

○役場

午前8時30分～午後8時

○熊石総合支所

午前8時30分～午後8時

○落部支所

午前8時30分～午後5時

◎最近転入された方

平成27年1月3日以降に道内の他の市区町村から転入された方は、転入前の市区町村の選挙人名簿に登録されています。投票する方法は、次のとおりです。

① 転入前の市区町村選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、八雲町の不在者投票所で投票

② 期日前投票ができる期間内に、転入前の市区町村の期

日前提票所で投票

③ 投票日当日、転入前の市区町村の投票所で投票

※投票することができるのは、1回の住所異動に限られています。

※①の場合は請求の際に、②および③の場合は投票の際に「引き続き北海道の区域内に住所を有する旨の証明書」が必要になります。この証明書は、各市区町村の戸籍窓口で交付を受けることができます。

● **不在者投票について**
【不在者投票ができる方】
八雲町の選挙人名簿に登録されている方で、次に該当する方です。

① 長期出張などで他の市区町村に滞在している方

② 不在者投票を行うことができる施設に入院(入所)されている方

※町内にある不在者投票を行うことができる施設は、次のとおりです。

国立病院機構八雲病院・八雲総合病院・熊石国保病院・厚生園・くまいし荘・コミュニティホーム八雲・ケアハウスひまわり・なのはな

【不在者投票の請求方法】
① 長期出張などで他の市区町村に滞在している方は、八

雲町選挙管理委員会に投票用紙等の請求手続きを行ってください。

② 不在者投票を行うことができる施設に入院(入所)されている方は、入院(入所)している施設の施設長に申し出てください。

※不在者投票の請求は、告示日前でも行えますので、お早めに手続きをお願いします。

● **投票入場券について**
【配達予定】
投票入場券は、4月2日と3日の2日間の配達を予定しています。やむを得ず投票入場券がない場合でも投票することができます。

【投票入場券の裏面をご利用ください】
投票入場券の裏面に期日前投票宣誓書(不在者投票宣誓書兼請求書)を印刷してあります。ご自宅で記入し、期日前投票所に持参いただくと同様に期日前投票所で宣誓書に記入する必要がなく、スムーズに期日前投票を済ませることができますので、ご利用ください。

また、不在者投票の請求は、所定の用紙のほか、投票入場券の裏面を利用して請求をすることができます。

選挙の期日及び選挙人名簿登録・抹消要件表

選挙の種類	告示日	選挙の期日(投票日)	選挙人名簿登録・抹消要件		
			年齢要件(登録) 満20歳以上 (選挙の期日現在)	住所要件(登録および抹消)	
				登録(転入届出日)	抹消(住所異動日)
北海道知事 (登録日3月25日)	3月26日(木)	4月12日(日)	平成7年4月13日以前に生まれた方	平成26年12月25日以前に転入届出をした方	平成26年12月11日以前に転出した方 (選挙の期日において転出して4ヵ月を経過するに至った方)
北海道議会議員 (登録日4月2日)	4月3日(金)			平成27年1月2日以前に転入届出をした方	